

## 積立式定期預金規定

### 第1条（取扱店の範囲等）

1. この預金は、当行所定の窓口またはイオン銀行ダイレクトでお取扱いができます。
2. 積立式定期預金口座（以下「口座」といいます。）は、当行に総合口座を開設しているお客さまのみ開設いただけます。
3. 口座は、お一人につき9口座まで開設いただけます。

### 第2条（預金の預入等）

1. この預金の預入は、1回あたり500円以上500,000円以下とし、1円単位で毎月口座振替により預入ができます。
2. この預金は、預入期間を1か月以上1年以下とするスーパー定期として預入するものとします。
3. この口座の満期日（以下「口座満期日」といいます。）は、口座開設日より6か月後の応当日から40年後の応当日までの間でご指定いただけます。口座開設時に口座満期日をご指定されない場合、口座満期日は口座開設日より40年後の応当日となります。
4. 振替金額を増額する月の指定は、1年のうち6回までできるものとします。

### 第3条（口座振替による預入）

1. 積立引落口座はお客さま名義の当行普通預金口座とします。また、振替日および振替金額等は、口座振替依頼書に記載のとおりとします。
2. 振替日の当行所定の手続時刻において積立引落口座の残高が振替金額に満たないときは、その月の振替は行いません。ただし、振替金額の不足額が総合口座取引規定に定める貸越限度額の範囲内で、かつ、この口座について当座貸越が発生する場合も振替を行う旨の指定がある場合は振替を行います。
3. 振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合は、あらかじめ当行所定の方法により当行に届け出るものとします。振替金額の変更は初回積立日経過後のみ行えるものとします。

### 第4条（預入期間、継続の方法、支払時期等）

1. この預金の預入は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じとします。）から口座満期日までの期間に応じて次のとおり取り扱います。なお、この預金の預入期限は、口座満期日の1か月前の応当日までとします。
  - A 預入日から口座満期日までの期間が13か月以上の場合は、預入期間1年のスーパー定期として預け入れます。
  - B 預入日から口座満期日までの期間が12か月超13か月未満の場合は、預入期間1か月のスーパー定期として預け入れます。
  - C 預入日から口座満期日までの期間が1か月以上12か月以下の場合は、口座満期日までを預入期間とするスーパー定期として預け入れます。
2. この預金の預入期間満了日（以下、「満期日」といいます。）には、この預金の元利合計金額をもって、前項の取扱いに従って新たなスーパー定期として継続します。また、この預金の満期日と同一日に新たな預金の預入がある場合は、この預金の元利合計金額と新たな預金の金額を合算し、1口の預金として前項に従って継続します。継続された預金についても以後同様とします。
3. この預金は、口座満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はお客さま名義の普通預金口座に入金します。

## 第5条（利息）

1. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算し、1円未満の端数は切り捨てます。
2. この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在における当行所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、口座満期日に元金とともに支払います。

## 第6条（預金の解約）

1. この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、口座満期日前の解約はできません。
2. この預金を口座満期日における自動解約以外の方法で解約するときは、次のいずれかの方法によるものとします。
  - (1) 当行所定の方法により、当行所定の払戻請求書を、届出の印鑑を押印もしくはサインを記入または当行所定の本人認証手続を行ったうえ提出してください。
  - (2) イオン銀行ダイレクトの画面表示等の操作手順に従って操作してください。
3. この口座に預け入れた各預金のうち、解約する預金を指定することができます。各預金の金額の一部および各預金の合計金額の一部を指定して解約することはできません。
4. 当行がやむを得ないものと認めて口座満期日前に各預金を解約する場合は、次の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算したお利息とともに払い戻します。
  - (1) 預入日から6ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合は、次のAまたはBのうち、いずれか低い利率を適用します。
    - A 約定利率×20%
    - B 解約日における普通預金利率
  - (2) 預入日から6ヵ月後の応当日以降に解約する場合は、「約定利率×50%」を適用します。
5. この口座に預け入れた各預金の継続を停止して、満期日に解約することはできません。
6. 第4項に規定する解約日における普通預金利率とは、イオン銀行Myステージの適用ステージなしの当行所定の利率をいいます。

## 第7条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定および規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定および規則等は、当行ホームページへの掲示その他当行所定の方法により告知します。

## 第8条（規定の変更）

当行は、サービス内容等の変更や法令改正への対応等に伴い、お客さま一般の利益に適合するときまたは変更が取引目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして変更内容が合理的なものである場合には、本規定の内容を変更することができるものとします。本規定を変更する場合には、当行はあらかじめ変更の効力発生日・変更内容等を、当行のホームページへの掲示その他当行所定の方法によりお客さまに周知し、変更の効力発生日以後は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上  
(2020.1.20 現在)